

道路交通法の規定による設備外積載許可及び制限外積載許可の申請要領について

【主な改訂内容】

※ 道路交通法上の許可手続については、前回から変更ありません。

◎ 公職選挙法の改正（選挙運動用自動車の規格制限の簡素化）に伴う用語の整理

令和8年1月1日に「選挙運動用自動車の規格制限の簡素化」等を内容とする公職選挙法の一部改正が施行されたことに伴い、「1 はじめに」の「○ 制限外積載許可が必要な場合」の記載内容を変更しました。

◎ 自動車検査証の電子化及びマイナ免許の運用開始に伴う用語の整理

自動車検査証の電子化及びマイナ免許の運用開始に伴い、「自動車検査証」及び「運転免許証」の記載内容を変更しました。

1 はじめに

自動車に看板、スピーカー等を積載して運行する場合には、覆い等の有無にかかわらず、その積載方法により、道路交通法の規定による設備外積載許可又は制限外積載許可が必要になります。

○ 設備外積載許可が必要な場合

自動車の屋根上など、乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に看板等を積載する場合には、出発地を管轄する警察署長（以下「出発地警察署長」という。）の設備外積載許可が必要となります。

なお、看板等をルーフキャリア等の物品積載装置の上に積載している場合には、許可不要となる場合がありますが、この許可の要否については個別具体的な審査を要するため、出発地（2の(1)参照）を管轄する警察署において、写真、積載状況図等の書面により事前確認を受けて下さい。

○ 制限外積載許可が必要な場合

貨物自動車を使用する場合で、当該車両の荷台に看板、スピーカー等を積載して、

- ・ 積載物が車両の長さの2割を超える場合又は車両の前後から長さの1割を超えてはみ出す場合
- ・ 積載物が車両の幅の2割を超える場合又は車両の左右から幅の1割を超えてはみ出す場合
- ・ 積載時の地上高が3.8メートル（軽自動車の場合は2.5メートル）を超える場合

又は、公職の選挙において、看板等をルーフキャリア等の物品積載装置の上に積載している場合であっても、上記の制限を超える場合には、出発地警察署長の制限外積載許可が必要となります。

なお、上記の制限を超えないように積載している場合には、許可不要となります。

※ 高さ 3. 8 メートルを超える場合には、上記のほか、道路法の規定による特殊車両通行許可も必要となり、別途、道路管理者の許可を受けていただく必要があり、手続の期間等を考慮すると選挙運動に間に合わなくなる場合も考えられるため、高さは3. 8 メートルを超えないように設置願います。

2 申請要領（設備外積載許可）

別添記載例を参照の上、書面での申請をお願いします。

(1) 申請先

出発地を管轄する警察署です。出発地は、当該車両に看板等（覆いの有無は問わない。）を積載した状態で出発する場所（選挙運動用自動車や政治活動用自動車を製作して出発する場所）です。

なお、ルーフキャリア等の物品積載装置を利用する場合には、出発地警察署において、設備外積載許可の要否を判断しますので、詳細な積載状況がわかる資料（写真、積載状況図等）を添付してください。

(2) 申請者

当該車両の運転者の住所、氏名及び電話番号を記載してください（押印は不要です。）。

また、運転者が複数いる場合には、別紙に運転者全員の住所、氏名、免許種別及び免許証番号又は免許情報記録の番号を一覧表にして添付してください（許可後に運転者が追加になる場合は、別途申請が必要になります。）。

なお、運転者全員の運転免許証又は免許情報記録の写しを添付した場合は、一覧表の添付も不要となります（この場合、運転免許証（裏面の記載事項変更も含む）又は免許情報記録の住所は、確実に現住所としてください。）。

(3) 申請者の免許種類欄

申請者の免許種別（「普通一種」、「中型一種」等）を記載してください。

(4) 免許証番号又は免許情報記録の番号欄

申請者の免許証番号（12桁）又は免許情報記録の番号を記載してください。

(5) 車両の種類欄

使用する車両の種別（「普通乗用」等）を記載してください。

(6) 番号標に表示されている番号欄

使用する車両の（フル）ナンバーを記載してください。

(7) **車両諸元欄**

使用する車両の自動車検査証記録事項に記載された長さ、幅及び高さを記載してください。

なお、貨物自動車を使用する場合は、最大積載重量も記載してください。

(8) **運搬品名欄**

積載する物品名の種類、大きさ及び数量を記載してください。

(9) **制限を超える大きさ又は重量欄・制限を超える積載の方法欄**

使用しませんので斜線を引いてください（押印不要）。

(10) **設備外積載の場所欄**

物品を積載する場所（「自動車の屋根上」等）を記載してください。

(11) **荷台に乗せる人員欄**

使用しませんので斜線を引いてしてください（押印不要）。

(12) **運転の期間欄**

当該車両に物品を積載して運転を開始する日から、選挙が終了して当該車両を返納する日

までの期間を記載してください。

(13) **運転経路欄**

○ **出発地欄**

当該車両に物品を積載して運転を開始する場所（製作場所等）の住所を記載してください。

○ **経由地欄**

当該選挙における活動区域（選挙区）を一円として記載してください。

○ **目的地欄**

当該車両の最終目的地（「選挙が終了して当該車両を返納する場所」等）の住所を記載してください。

○ **通行する道路欄**

「出発地から〇〇市〇〇区内（選挙区内）及び目的地までの道路」と記載してください。

なお、選挙区が福岡県下全域の場合は、「福岡県内の道路」と記載してください。

3 **添付資料**

以下の資料（A 4）を添付してください。

○ **運転者が複数の場合の資料**

運転者一覧表又は運転免許証若しくは免許情報記録の写し（全員分）

○ **積載状況図**

車両の前面、側面及び後面に対する物品の積載状況を記載してください。

- ・ 車両の長さ、幅、高さ
- ・ 物品の寸法
- ・ 積載時の地上高

なお、ルーフキャリア等の物品積載装置を利用する場合には、物品積載装置への固定方法が確認できる資料（写真等）も添付してください。

○ 運転免許証又は免許情報記録の写し

※ 運転者が申請書に記載した一名のみの場合は、窓口で現物を提示すれば写しの添付は不要です。

○ 自動車検査証記録事項が記載された書面の写し

※ 窓口で現物を提示すれば写しの添付は不要です。

4 申請部数

2部（添付資料を含む。）

5 許可証の交付

申請を受理後、概ね3、4日後（閑庁日を除く。）に許可証を交付します。詳細は手続を行う警察署に確認してください。

なお、交付した許可証は、車両に看板等を積載して運行するために必要な道路交通法上の許可であり、公職選挙法の規定による選挙運動や政治活動を許可するものではありません。

したがって、選挙運動期間の前後に当該車両を運行する場合には、必ず、看板に覆い等をしてください。

また、当該車両に関する公職選挙法上の質疑については、当該選挙を管轄する選挙管理委員会に確認をお願いします。

【道路交通法の許可手続に関する問合せ先】

福岡県警察本部交通部交通規制課特別交通対策室許可指導係

（電話）092-641-4141

（内線5173・5174・5219）

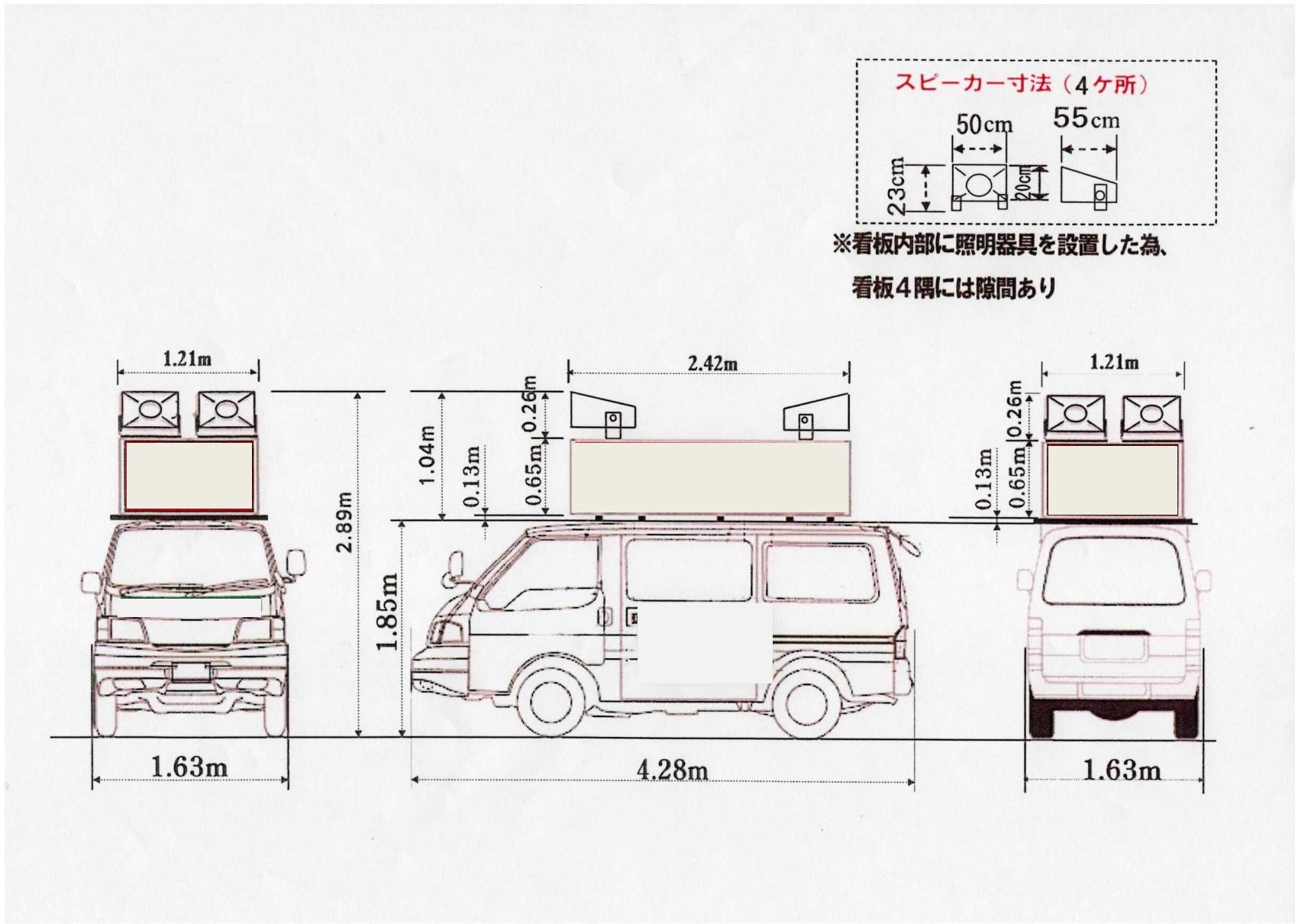
様式第四号（第八条関係）

		許可申請書		記載例
○で囲む	制限外積載 設備外積載	申請日（警察署に来署する日）を記載		令和〇〇年〇〇月〇〇日
○ ○ 警察署長殿		住 所		運転者の住所・氏名・電話番号を記載 ※ 運転者が複数の場合には、申請要領2の(2)を参照
出発地を管轄する警察署名を記載		申 請 者 氏 名		(電話番号)
申請者の免許種類	中型一種	免許証番号又は免許情報記録の番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
車両の種類	普通乗用	番号標に表示されている番号	福岡〇〇〇と〇〇〇〇	
車両諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	— kg
運搬品名	看板 ①長さ m × 高さ m 2枚 スピーカー 長さ m × 幅 m × 高さ m 〇個	②長さ m × 高さ m 2枚		
制限を超える大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重 量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の方法	前	後	右	左
	m	m	m	m
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員		
自動車の屋根上				
運転の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで			
運転経路	出発地	経由地	目的 地	
	(当該車両の出発地（製作場所）の住所を記載する。)	〇〇市〇〇区内一円	(当該車両の最終目的地（返納場所）の住所を記載する。)	
	通行する道路	出発地から〇〇市〇〇区内及び目的地までの道路 ※ 選挙区が県下全域の場合は、「福岡県内の道路」と記載		
第 号	制限外許可証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条件				
年 月 日				
警察署長印				

備考 申請用紙の大きさは、日本産業規格 A4列4番とする。

※ この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求することができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

積載状況図(例)



積載状況写真(例)



(例) 軽乗用車の屋根上のルーフキャリアに積載した看板等が高さ(地上高)2.5メートルを超えて2.8メートルとなる場合(添付資料は、設備外積載許可と同様)

様式第四号(第八条関係)

○で囲む		制限外積載	許可申請書		記載例
		設備外積載			
		荷台乗車	申請日(警察署に来署する日)を記載		令和〇〇年〇〇月〇〇日
○ ○ 警察署長殿		住 所	運転者の住所・氏名・電話番号を記載 ※ 運転者が複数の場合には、申請要領2の(2)を参照		
出発地を管轄する警察署名を記載		申 請 者 氏 名	(電話番号)		
申請者の免許種類	中型一種	免許証番号又は免許情報記録の番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
車両の種類	軽四乗用	番号標に表示されている番号	福岡〇〇〇と〇〇〇〇		
車両諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量	
	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	〇.〇〇 m	— kg	
運搬品名	看板 ①長さ m × 高さ m 2枚 ②長さ m × 高さ m 2枚 スピーカー 長さ m × 幅 m × 高さ m 〇個				
制限を超える大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重 量	
	— m	— m	0.3 m	— kg	
制限を超える積載の方法	前	後	右	左	
	— m	— m	— m	— m	
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員			
運転の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで				
運転経路	出発地		経由地	目的 地	
	(当該車両の出発地(製作場所)の住所を記載する。)		〇〇市〇〇区内一円 (当該選挙の選挙区域)	(当該車両の最終目的地(返納場所)の住所を記載する。)	
	通行する道路		出発地から〇〇市〇〇区内及び目的地までの道路 ※ 選挙区が県下全域の場合は、「福岡県内の道路」と記載		
第 号	制限外許可証				
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。					
条件					
年 月 日					
警察署長印					

備考 申請用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

※ この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求することができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第四号（第八条関係）

制限外積載
設備外積載
荷台乗車

許可申請書

年 月 日

警察署長殿

住所

申請者

氏名

(電話番号)

申請者の免許種類			免許証番号又は免許情報記録の番号		
車両の種類			番号標に表示されている番号		
車両諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量	
	m	m	m	kg	
運搬品名					
制限を超える大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重量	
	m	m	m	kg	
制限を超える積載の方法	前	後	右	左	
	m	m	m	m	
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員			
運転の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
運転経路	出発地	経由地	目的 地		
通行する道路					

第 号

制限外許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	
----	--

年 月 日

警察署長印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とする。

※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求することができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴え提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6か月以内に提起することができます。